

令和8年度 渋谷区立富谷小学校 いじめ防止基本方針

令和8年4月

1 いじめの定義(いじめ防止対策推進法に基づいて定義する)

この基本方針において「いじめ」とは、児童に対して、本校に在籍している等、当該児童と一定の人的関係(※1)にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響(※2)を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

※1 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、例えば同じ学校・学級の児童や、塾やスポーツクラブ等、当該児童が関わっている仲間や集団(インターネット上も含む。)など、当該児童と何らかの人間関係を指す。

※2 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理やりさせられたりすることを意味する。

〈具体的ないじめの例〉

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間外れ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・持ち物を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・メール、インターネット、SNSなどで、嫌なことを書かれる。
- ・服を脱がされたり、恥ずかしいことをさせられたりする。 など

2 いじめ防止に向けた本校の方針

「いじめは、どの学校でも、どの学級でも、どの子供にも起こり得る」という基本認識に立つ。同時に、いじめは人権侵害であり、絶対に許されない行為であることを子供たちが認識できるように指導していく。また、「自分も周りの人も大切にできる温かな学級」「居場所のある学級」を目指す教室の姿とし、子供たちにとって心理的安心感、自己肯定感、自己有用感、そして自己存在感のある学級づくりの推進を図る。

以上の考えを形にしていくために、組織的な行内体制の確立とともに、いじめ防止に向けて、子供たち自身が主体的に考え行動できるように育てていく。同時にいじめ防止を、家庭や地域社会との協働活動の重要課題と位置付け、渋谷区及び渋谷区教育委員会、その他関係機関との連携を密に行い、「未然防止」「早期発見」「事実確認」「早期対応」のサイクルの確立に努め、いじめのない学校づくりに全力で取り組む。

3 いじめ防止等への本校の取組

(1) 渋谷区立富谷小学校「いじめ防止基本方針」の策定

国のいじめ防止対策推進法、東京都いじめ防止対策推進条例、渋谷区いじめ防止等対策推進条例、渋谷区いじめ防止基本方針に基づき、学校の「いじめ防止基本方針」を策定する。

(2) いじめ防止等の対策のための組織の設置

学校におけるいじめ防止に関する措置を適切に行うため、いじめ対策委員会を設置する。

【構成】校長、副校長、教務主任、生活指導主任、教育相談主任、養護教諭、
スクールカウンセラー、その他校長が認めるものとする。

【設置期間】委員会は常設の機関とする。

【実施日等】原則月1回実施とし、懸案事項が起こり次第、迅速に会を執り行う。

(3) 4段階の具体的な取組

未然防止 ～いじめを生まない、許さない学校づくり～

① 子供が安心して生活できる学級・学校風土の創出

- 児童、教職員共にすすんで挨拶を交わし、言語環境を整えることで、心の通う関係づくりや互いの人格を尊重した関わりができるようにする。
- 子供たちにとって分かる授業、子供たち同士が話し合い、学び合う授業などを通して、子供同士が互いのよさやちがいを認め合える授業の実現を目指す。
- 富谷生活・学習プランを活用し、担任や指導者の違いによる児童の生活や学習への戸惑いをなくすとともに、決まりやルールに対する理解を深め、それを守ろうとする規範意識を育む。
- 一人一人の児童が活躍できる場や機会を設定し（居場所づくり）、児童同士が心の結びつきや信頼感を深めるとともに自尊感情を高めることができるようにする（きずなづくり）。
- 児童自身が、学級・学校・地域・社会の形成者として、よりよい生活をつくろうとしたり、多様な他者と協働して課題を解決したりする態度を育成する。
- 日常的にコミュニケーションを図り、いじめを受けたりいじめが行われているのを見たり聞いたときに、ためらわずに教職員に相談したり報告したりできるようにする。

② いじめに関する教職員研修の実施

- 年間3回以上の教職員研修を実施し、すべての教職員がいじめ防止対策推進法の趣旨や学校のいじめ防止基本方針の内容を理解し、組織的な対応を適切に行うことを徹底する。

③ いじめを許さない指導の充実

- ふれあい月間（6月・11月・2月）には、道徳の授業を中心に、いじめ防止に関する内容の授業を実施し、いじめは絶対に許されない行為であることや人によって感じ方が異なることをなどについて児童自身が理解できるようにする。
- 「SOS の出し方に関する教育」を全学年で実施する。

④ 児童が主体的に行動しようとする意識や態度の育成

- 児童会活動やなかよし班活動、交流活動などを通して、児童相互の共感的な人間関係づくりや自己肯定感、自尊感情が高められるようにする。
- 児童同士が話し合い、合意形成や意思決定ができるようにする。

⑤ 「SNS 東京ルール」に基づく「学校ルール」や「家庭ルール」の見直し

- 児童が、インターネットを通じて誹謗中傷などのいじめに該当する行為を行わないように指導するとともに、いじめを含めたトラブルや犯罪を回避できる判断力等を身に付けられるようにする。

⑥ 保護者及び地域との連携強化

- 保護者会や道徳授業地区公開講座において、いじめに関する対応について話し合う機会をもつ。

- 学校運営協議会等において、適宜、本校の児童の様子や生活指導に関する内容について話し合い、未然防止に努める。

早期発見 ～いじめを初期段階で「見える化」できる学校づくり～

- ① 教職員による日常的な声掛け・見守り
 - 担任をはじめとする身近な教職員による声掛けやコミュニケーションを通して、児童の様子の変化に気付くことができるようにする。
 - 看護当番を中心とした校内巡回等により、学校全体で子供たちを見守っているというメッセージを発する。
- ② 児童の情報の共有とアンケートや教育ダッシュボード、チェックリストや発見シートの活用
 - 毎週木曜日の生活指導夕会では、教育ダッシュボード等を活用し、個人情報の取扱いに考慮しながら学級の状況や配慮を要する児童についての情報を共有し、よりよい指導法について協議する。
 - 「学校生活アンケート」や「ふれあいアンケート」、「教職員用チェックリスト」や「いじめのサイン発見シート」等を活用し、少しでも気になることがあった際には児童との個人面談を行い、関係者で共有し対応する。
- ③ スクールカウンセラーによる面談等の実施
 - スクールカウンセラーが日常的に各教室を回り、相談しやすい体制をつくる。
 - スクールカウンセラーとの全員面談（5学年）を早い段階で実施する。その情報を学校いじめ対策委員会で共有し、必要に応じ、対応を行う。
 - 相談室だより等の発行により、保護者がスクールカウンセラーと相談しやすい環境を整備する。
- ④ 学校外との連携
 - 放課後クラブと日常的に連携し、放課後における児童の様子について把握する。
 - PTA、民生委員、同窓会、子ども家庭支援センター、教育相談等の関係機関と連携を密にし、様々な件に関して情報を交換し、早期発見を心掛ける。

事実確認 ～客観的事実を把握し、組織的に対応する学校づくり～

- ① いじめ対策委員会での確認及び協議・実行
 - いじめやいじめの疑いを把握した場合には、学校いじめ対策委員会への迅速な報告を徹底し、事実確認の方策を協議する。
 - 教職員は役割分担を行い、関係する子供等への聞き取りや、アンケートの実施等を通じて、事実の詳細を確認する。
 - 確認した事項に基づき、学校いじめ対策委員会において、いじめの解決に向けた対応方針を決定する。
 - 学校いじめ対策委員会での協議事項や、事実確認した事項等については、本校において定めた共通の様式等に従って記録を残し、全ての教職員が確認できる方法で保管する。
- ② 関係機関及び保護者との情報共有
 - 確認した事実関係とその後の対応方針について、渋谷区教育委員会への速やかに報告し、指導・助言を得るとともに、関係する保護者との情報共有を行う。

早期対応 ～いじめを解消し、安心して生活できるようにする学校づくり～

① 関係する子供等への対応

- いじめを受けた児童等やいじめを知らせてきた児童等の安全を確保する。
- いじめを受けた子供等が落ち着いて教育を受けられる環境を確保する。
- 教育的配慮のもと、毅然とした態度でいじめを行った子供等へ指導を行うが、一律に厳しい指導に終始することがないよう配慮する。
- いじめを見ていた子供等に対して、自分の問題として捉えられるよう指導する。

② 保護者及び関係機関との対応

- いじめの解決に向けた対応状況については、適宜、関係する保護者と情報を共有し、対応を進めていく。
- 必要に応じて、学校サポートチーム（子ども家庭支援センター、スクールソーシャルワーカー、警察、医療機関）に相談し、連携して対応する。
- 子ども家庭支援センターやスクールソーシャルワーカー等による家庭支援など、保護者等への相談支援体制を整備する。

4 重大事態への対応 ～問題を明らかにし、いじめを繰り返さない学校づくり～

(1) 重大事態の定義（いじめ防止対策推進法第28条）

- ① いじめにより本校に在籍する児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより本校に在籍する児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(2) 重大事態の報告及び対処

- ① 重大事態が発生した場合（又は重大事態の申立てがあった場合を含む。）には、校長が直ちに渋谷区教育委員会に報告し、渋谷区教育委員会と緊密に連携して対応する。
- ② 渋谷区教育委員会と協議の上、必要に応じて、東京都教育相談センターに設置されている「いじめ等の問題解決支援チーム」等の外部専門機関の支援を受ける。
- ③ 重大事態が発生した場合は、児童の安全確保及び心身のケアを最優先とし、関係する教職員による組織的な初動対応を行う。
- ④ 渋谷区教育委員会と連携し、調査の主体（学校又は設置者）及び調査組織（第三者の参画を含む。）を速やかに決定し、事実関係の調査を実施する。
- ⑤ 調査に当たっては、いじめを受けた児童及び保護者に対し、調査の目的、方法、配慮事項、結果の説明の方法等について事前に説明し、適切に情報共有を行う。
- ⑥ 調査に必要となる関係資料（聞き取り記録、アンケート原本、指導記録等）は、個人情報の保護に留意しつつ、速やかに収集・保全する。
- ⑦ 調査結果及び再発防止に向けた取組について、渋谷区教育委員会に報告するとともに、いじめを受けた児童及び保護者に対して適切に説明を行い、継続的な支援と再発防止を図る。